今. 憲法問題を語る一憲法問題対策センター活動報告一

第85回 直面する憲法問題とシンポジウムのご案内

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

1 憲法に関する議論と共通基盤の模索

今,憲法改正,特に「自衛隊の憲法への明文化」(=9条改正)の問題が,喫緊の課題となっています。

当委員会は、弁護士法1条の人権擁護義務及び、法制度改善に努めるべき義務のもとで、憲法改正を前にした今、法制度の根幹をなす憲法改正問題を正面から議論し、社会に向けて説明すべき職責を負うものと考えます。ただ、会内で議論する際には、会としての立脚点となる共通基盤を確認する必要があるのではないでしょうか。

とりわけ「9条と自衛隊の関係」については、様々な意見があり、日弁連も当会も、多様な意見をまとめることが困難であることや、価値判断に関わる点での躊躇もあり、これまで、特定の立場を明示することはありませんでした。

2 これまでの議論

もちろん, すでに, ガイドライン関連法, いわゆる PKO法, 安保関連法案等に対しては反対意見を出しております。しかし, そこでは,「従前の政府見解(旧三要件)に立つとしても, これに反しており, 違憲である」などという構成を取っていました。しかし, これはややわかりにくい論じ方でした。

そのせいか、ある会員と会話の中で、「弁護士会は、 自衛隊が違憲だという立場なのだから、わざわざ安保 法制の議論をする必要はないと思う。自衛隊が違憲な ら、その任務がどう変わるかは意味がないはずだから」 という話が出ました。これは、おそらく、従来の「政府 の見解に立つとしても違憲だ」というわかりにくい論じ 方が招いた誤解かもしれません(弁護士会は、自衛隊 自体の合憲・違憲については、論及していません)。

また、「自衛隊は戦車や戦闘機をもっているが、これは明らかに『戦力』なのだから、9条に反しているはずだ」というご意見もお聞きしました。この点について政府は、「自衛隊は、個別的自衛権の下での『専守防衛』の範囲での『必要最小限度の実力』を有する組織であって、戦力には当たらない」と説明してきましたが、弁護士会は、個別的自衛権の範囲を逸脱しているか否かについては、政策的判断にも関わるため、言及を避けてきました。

3 新たな段階

自民党のいわゆるたたき台素案(9条の2)は、「前条

の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を取ることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。(2項省略)」と規定しています。そして、「この案は、憲法に自衛隊を書きこむだけで、現状は1ミリも変わらない」という説明もあります。

ところが、自衛隊の現状は、いわゆる安保関連法の下で集団的自衛権の一部行使、米艦等の防護、海外での後方支援、PKO部隊の駆け付け警護や住民保護での武器使用などの任務を課されており、任務遂行自体に戦闘行為につながる危険性が認められます。このような自衛隊を、憲法に明記することは、本当に「現状を1ミリも変えるものではない」のでしょうか。

しかし、これに対する議論においては、「これまでの 政府見解の下でも」という論じ方は、すでに閣議決定 によって、旧三要件が、存立危機事態を織り込んだ新 三要件に変更されているため、使えないアプローチにな っています。

4 これからの議論と直近シンポジウム

結局、議論の立脚点としては、武力によらない平和 を目指す「恒久平和主義」という憲法の基本原理の理 解のし方に求められるのでしょう。

ちなみに、自民党のたたき台素案は、上記の下線の通り、「前条の規定は…必要な自衛の措置を取ることを妨げず」としているため、9条の例外規定となっており、まさに「恒久平和主義」の原理に反しないのかが問われます。

様々な意見があります。何としても、会内での幅広い 議論が必要です。

そこで、12月22日午後1時30分よりクレオにて、 日弁連や東京三会が共催する、自衛隊と9条の問題に 関するシンポジウムをご案内いたします。

東京新聞記者の半田滋氏による自衛隊の現状に関する基調講演や石川健治氏(東京大学法学部教授)や 天木直人氏(評論家)という豪華メンバーに、当会の 伊藤真会員と西田美樹会員をコーディネーターとする 9条に関する緻密なパネルディスカッションを予定して おりますので、時宜をえた、会内議論の格好の素材と なるはずです。是非とも、多くの会員の皆様のご参加 をお待ちしております。